

日本 GAP 協会 技術レター 2021 年 4 月号【訂正有】

JGF 技術レターについて

目的: ASIAGAP/JGAP 指導員、ASIAGAP/JGAP 審査員および認証農場・団体の皆さんが、 ASIAGAP/JGAP の基準の解釈について共通認識を持っていただくため、また基準の最 新情報を周知するために発行するものです。

発行:適した話題がある場合に不定期に発行します。

内容:日本 GAP 協会に寄せられた ASIAGAP/JGAP に関する質問や疑問について、日本 GAP

協会の公式見解をお伝えするものです。

もくじ

Q 1. 【訂正有】非通知審査について(ASIAGAP) p.1

Q2. 団体認証のサイトのサンプリングについて(ASIAGAP) p.2

Q3. ASIAGAP総合規則Ver.2.3 12.1.2内部監査員の要件について(ASIAGAP) p.4

Q 1. 非通知審査について (ASIAGAP)

ASIAGAP 総合規則 8.10 非通知審査は、どのような流れで実施されますか。非通知審査を受けることは、農場・団体の義務ですか。

A 1.

ASIAGAP 認証では、認証機関は非通知審査を実施しなければならず、認証農場・認証団体は、認証機関が実施する非通知審査を受けなければなりません。以下に、非通知審査の頻度と非通知審査が行われる場合の流れを示します。

1 非通知審査の頻度

(1) 認証機関

認証機関は、1年間の間に当該認証機関が認証をしている ASIAGAP 認証農場・認証団体(以下、「認証組織」という)の少なくとも 10%を対象とした非通知審査を実施しなければなりません。例えば、認証組織が 95 件ある認証機関は、10 件の認証組織に対して非通知審査を実施することになります。また、非通知審査の対象を選定する際、8年に1回は非通知審査を実施するよう、認証組織を選定します。

(2) 農場・団体

ASIAGAP 認証組織は、非通知審査を受け入れなければなりません。非通知審査は 更新審査または維持審査として行われます。もし、有効期限内に更新認証の判定が実 施できない場合、認証の有効期限切れとなります。有効期限内に審査が行われている だけでは、認証の更新はできません。また、非通知審査実施の通知を受けて、非通知 審査を受けられない正当な理由(担当者の病欠や災害等、通知審査でも審査を延期せ ざるを得ない状況)がある場合には、認証機関の定めたルールに従い対応する必要が あります。

2 非通知審査が行われるまでの流れ

(1) 非通知審査の対象の選定

どの認証組織に非通知審査を実施するかは、認証機関が決めます。

(2) 非通知審査の日程の決定

認証機関は、非通知審査の日程を決める際、審査可能期間の中で審査が実施できない日程を認証組織に聞くことは可能です。ただし、具体的な審査日程を伝えることはできません。

認証組織は、非通知審査のための審査申込書を提出する必要はありませんが、認証 機関が非通知審査の過程の中で審査申込書を求めた場合には提出が必要です。

(3) 非通知審査の受け入れ (GR8.10(2)(3))

認証機関は、認証組織に対し、非通知審査の実施前 48 時間以内に通告しなければなりません。**

認証組織は、審査実施の 48 時間以内に非通知審査の連絡を受けることになります。 もし、非通知審査を受けられない正当な理由(担当者の病欠や災害等、通知審査で も審査を延期せざるを得ない状況)がある場合には、認証機関の定めたルールに従い 対応する必要があります。

非通知審査を認証組織が受け入れなかった場合等、非通知審査を実施するにあたり 必要な事項(費用負担等)は、認証機関と認証組織双方で書面による合意をする必要 があります。

※ASIAGAP 総合規則 Ver.2.3 改定第 1 版以降は 48 時間以内であっても事前の通告は認められないということになりました。

(4) 記録

認証機関は、審査報告書等に非通知審査であったことを記録しなければなりません。 また、非通知審査の実施状況を日本 GAP 協会に 1 年に 1 回は報告しなければなりません。

Q2. 団体認証のサイトのサンプリングについて(ASIAGAP)

総合規則8.2(5)b)において、ASIAGAPの団体認証では、「サイトのサンプリングをする際に、リスク評価に基づいたサンプリング計画をする」とありますが、具体的にはどのような場合に、リスク評価に基づくグループごとのサンプリングを行ったり、サンプリングのリスクが高いと評価したりするのでしょうか。

A 2.

実際には、様々なケースがあると思いますが、代表的な例を次に示します。団体事務局、 サイトの毎年の状況によりリスクは変化するため、変化に応じてサンプリング計画を立てる 必要があります。

- 1 リスク評価に基づくグループごとにサンプリングを行う場合の例
 - (1) サイトが扱う品目が異なる場合
 - 各農場(サイト)で栽培する品目が葉物、果菜、果樹、きのこ等のように大きく異なる。

(2) 工程が異なる場合

- 同じ品目ではあるが、露地栽培と施設栽培、栽培工程で使用する水の水源が異なる(河川水と水道水)等の違いがある。
- 生産の段階が異なる(栽培工程、収穫工程、農産物取り扱い工程)。 ただし、例えば小規模な生産者が集まった団体で共同の選果施設を持たずに各 生産者が栽培から農産物取扱い(出荷選別工程)までを一つのサイトで行って いる場合は、工程を分けて考える必要はない。 栽培や収穫工程を担うサイトと 出荷選別を行う農産物取扱い工程が同一でない場合に、サンプリングを行うグ ループを分けることを想定している。
- (3) 立地が大きく離れる場合
 - 都道府県をまたぎ、地域的にも離れている。
- (4) リスクに対する、対策が異なる場合
 - リスク評価の結果、実施する対策が異なる(例えば、水源等の違いにより、リスクが異なり、管理の手順も異なるような場合)。
 - 対策への取組の深さが異なる(例えば、長く団体に所属し、管理に対する理解が十分なグループと、新たに団体に加わり、対策について習慣化する過程にあるグループ等)。
- 2 サンプリングのリスクが高いと考えられる例
 - (1) 団体の組織体制
 - 構成サイト数が多い。サイト数が多いことは、サンプリング審査を実施する上でのリスクとなるため、マネジメントシステムが機能しているか、認証継続年

数によるサイトの理解度等によりどの程度サンプリングするか、何年で一巡するかといったサンプリング計画を立てる必要がある。

(2) 生産品目

- 過去に大きな食中毒が発生した農産物(葉物野菜、スプラウト類、ロメインレタス、カンタロープメロン、ホウレンソウ、ベリー類等)を栽培している。

(3) 工程

- 特定の微生物が増殖しやすい工程がある(例:低温長期保管によるリステリアの増殖)。
- 河川水を使用する工程がある。
- 家畜ふんたい肥を使用する工程がある。
- アレルギー物質となる農産物を扱う工程がある。
- 農産物取扱い工程

(4) サイトの活動

- 新規に加入したサイトである。
- 数年間サンプリングされていないサイトである。
- 工程に大きな変更がある。
- 担当者に変更がある。
- 役割分担の内容が変わっている。
- 前回の審査以後、洪水等の災害にあっている。

(5) 前回までの審査の所見

- 団体事務局、サイトの不適合が多い。
- 不適合を水平展開した結果、他のサイトでも同様の不適合が発見された。
- 内部監査の是正が行われていない、是正計画がない等、内部監査に対応に不十分な点が多い。

Q3. ASIAGAP総合規則Ver.2.3 12.1.2内部監査員の要件について

ASIAGAPVer.2.3 では、内部監査員の要件を ASIAGAP 審査員の要求事項と類似又は同等の教育、訓練、職務経歴としていますが、類似とはどの程度類似していればよいでしょうか。

А3.

ASIAGAP審査員の要求事項と類似とは、審査員要件で意図している学歴・教育歴、訓練、職務経歴にすべて合致していなくても、同様の過程や経験を経ていることと考えます。なお、個別認証の内部監査員には、12.1.2 の要件は求めていません。

1 学歴・教育歴

総合規則付属書 1 審査員経歴基準において、学歴・教育歴は、「農業/農作物関連の 専攻、または少なくとも食品関連または生物化学の高等教育コース、もしくはそれと同 等のコースを修了していること」となっています。農業や食品関連、生物化学関連の教 育歴を求めていることから、次のような学歴や教育歴を経ていれば類似と考えることが できます。

- 農業高等学校卒業
- 農業大学校卒業
- 農業技術検定2級又は1級 合格(選択科目は作物、野菜、果樹、食品が該当)
- 食品安全検定中級 合格
- ASIAGAP 農場用管理点と適合基準 解釈研修 合格 及び ASIAGAP 団体用管理点と 適合基準解釈研修 合格

また、上記に限らず、農業や食品関連、生物化学関連の教育歴があれば、同等と考えられます。

2 訓練

総合規則 11.1.3 審査員の登録要件及び 11.1.4 審査員補の登録要件をすべて満たす必要 はありません。

内部監査員になるために、内部監査の責任者や訓練を受ける内部監査員より実績を積んでいる内部監査員から、内部監査の訓練を受け、立ち合い評価を受けていることで、 類似の訓練を受けたと考えることができます。評価を受けたことが示せるように記録を 残すことをお勧めします。

3 職務経歴

総合規則 付属書 1 審査員経歴基準の職歴をすべて満たす必要はありません。

内部監査員として、自分が所属する農場・団体の品質保証や食品安全に関連する業務 経験およびその業務の理解ができていれば類似する経験として考えることができます。

また、最終的には上記の類似する要件を経て、内部監査員として十分な能力を備えていることが重要になります。

以上